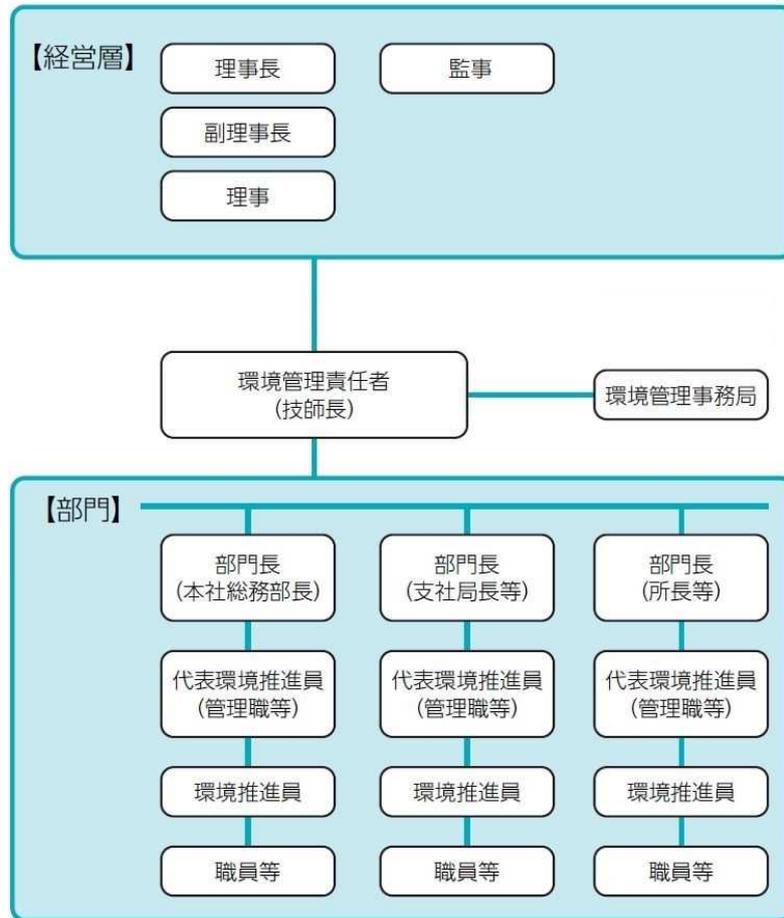


3. 体制

環境保全の取組を計画的かつ効果的に実施していくためには、機構全体で取組を実施していく必要があることから、全ての事務所に環境推進員を配置するなど、下図のとおり全社的な体制を構築しています。



第四章 取組の結果の公表

1. 環境報告書

本環境行動計画に基づき実施された環境保全の取組は、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき毎年作成している環境報告書に掲載しホームページにて公表しています。

